

# 独立行政法人通則法改正法案の概要

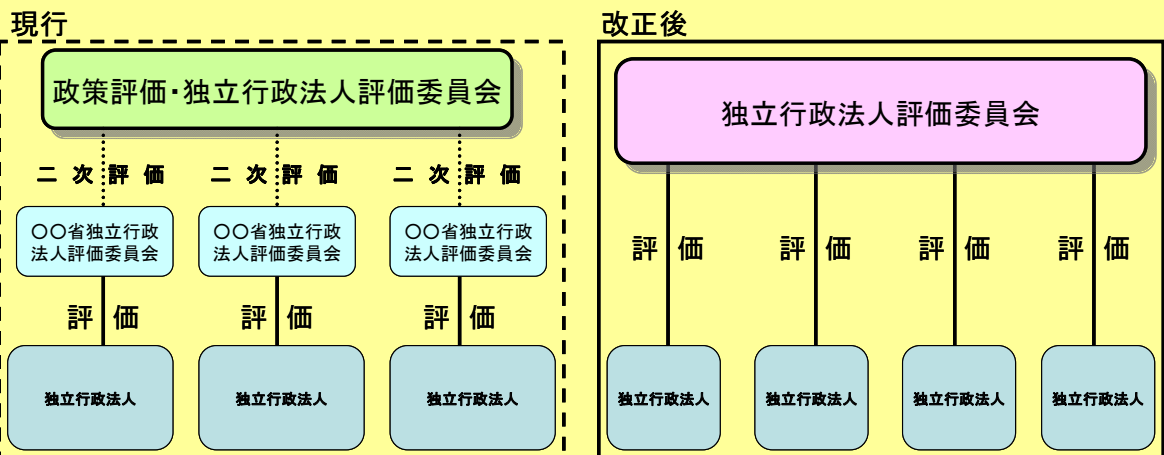
## 1. 改正目的

制度導入以来7年を経過した独法制度について、原点に立ち返り見直し、ガバナンスの強化等を行うもの（独立行政法人整理合理化計画の具体化等）。

## 2. 改正事項の概要

### ○独立行政法人の評価機能を一元化

- 現行の各府省の評価委員会、政独委を廃止  
→ 内閣として一元的に評価する独立行政法人評価委員会を総務省に設置
- 評価委員会の委員を内閣総理大臣が任命
- 評価委員会の権限を強化（長・監事への調査権限の付与、総理への報告・意見具申制の導入）



### ○役員人事の一元化、人事への評価の活用

- 法人の長及び監事の主務大臣任命に際し、内閣承認を法定化
- 長及び監事の候補者について、公募手続原則の導入
- 評価委員会による法人の長又は監事の解任勧告制の導入

### ○監事の職務権限の充実強化等

- 監事について、役職員、子法人への調査権限を法定化
- 内部統制システムの業務方法書への記載の義務付け

### ○保有資産の見直しのための法整備（国庫納付等）

- 不要財産の処分、国費で取得した不要財産の国庫納付（現物又は売却収入の納付）の義務付け

### ○非特定独立行政法人の役職員の再就職規制

- ファミリー企業等へのあっせんの禁止
- 営利企業等に対する法令等違反行為に関して行う求職活動の禁止
- 再就職者から法令等違反行為の働きかけを受けた役職員に対する届出義務